

今般の自然災害による影響と集計上の対応について

2019 年全国家計構造調査の実施準備期間及び実施期間中に、何度か自然災害（台風、豪雨、地震）が発生した。特に、台風 15 号（9 月 9 日に千葉県を中心に被災）及び 19 号（10 月 12 日から 13 日に東日本の広範囲で被災）は、調査地域にも甚大な被害をもたらしたことから、被災地域で調査票の配布中止、調査スケジュールの変更や調査地域（単位区）の変更を行った。これに伴い、集計上の対応について検討が必要になっている。

1 調査実施上の措置

(1) 基本調査

①千葉県館山市、富津市、南房総市、鋸南町の全調査単位区

- ・家計簿(10 月・11 月)の配布を中止
- ・世帯票、年収・貯蓄等調査票は配布・回収スケジュールを変更

②千葉県旭市、市原市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦市、香取市、山武市、神崎町、芝山町、横芝光町の全調査単位区

- ・家計簿(10 月)の配布を中止
- ・世帯票は配布・回収スケジュールを変更
- ・年収・貯蓄等調査票、家計簿(11 月)は通常どおり配布・回収

③宮城県丸森町の全調査単位区

- ・家計簿(11 月)の配布を中止
- ・年収・貯蓄等調査票の扱いは未定（世帯が対応可能な範囲で配布・回収する可能性もあり）
- ・家計簿(10 月)は世帯が対応可能な範囲で回収（記入期間の途中で被災）
- ・世帯票は通常どおり回収（被災前に配布・回収が完了）

④宮城県（丸森町を除く）、福島県、茨城県、栃木県、東京都、長野県下の被災調査単位区

- ・家計簿(11 月)、年収・貯蓄等調査票は世帯が対応可能な範囲で配布・回収（スケジュールは弾力的に対応）
- ・家計簿(10 月)は世帯が対応可能な範囲で回収（記入期間の途中で被災）
- ・世帯票は通常どおり回収（被災前に配布・回収が完了）

(2) 簡易調査

①岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県、静岡県下の被災調査単位区の一部

- ・世帯票、年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュールを変更

②茨城県ひたちなか市、長野県須坂市、飯山市の被災調査単位区

- ・調査単位区を同市内で被災していない地域へ変更（スケジュールも変更）

2 集計上の対応（案）

(1) 基本調査

①千葉県館山市、富津市、南房総市、鋸南町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては、世帯票、年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュール変更のみであり、ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから、通常どおりの集計を行う。

「家計総合集計体系」においては、家計簿の調査票情報が得られないこと、地域別の状況を明らかにするという本統計の目的を鑑みると他地域の集計値を用いた推計になじまないと考えられることから、「千葉県」（母集団世帯数約 258 万世帯（平成 27 年国勢調査））の母集団推計の対象から除外する。除外対象となる地域の母集団世帯数は、約 7 万世帯。また、県内経済圏「南房総」（館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町）は、圏域の半分以上の世帯が母集団推計の対象外となることから、表章しない。県内経済圏「圏央道西」（木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）は、富津市を母集団推計の対象外とした上で表章する。

なお、結果の公表にあたっては注記を付す。

②千葉県旭市、市原市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦市、香取市、山武市、神崎町、芝山町、横芝光町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては、世帯票の配布・回収スケジュール変更のみであり、ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから、通常どおりの集計を行う。

「家計総合集計体系」においては、家計簿(10月)がなく、家計簿(11月)は調査されているため、便宜、11月の収支を10・11月の2か月平均とみなして集計する。この場合、消費支出について影響を試算すると、千葉県平均値（館山市等除く）に対して▲0.20%程度、全国平均値に対して▲0.01%程度の影響が見込まれる。（母集団で31万世帯相当の調査が11月のみとなり、その結果を10・11月2か月平均結果とみなした場合。2018年家計調査の消費支出が10月290,396円、11月281,041円であることをもとに試算。）

なお、結果の公表にあたっては注記を付す。

（参考）2か月間のうち1か月分の家計簿提出がない場合、通常集計方法では乗率が半分として集計される。

③宮城県丸森町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては、年収・貯蓄等調査票が配布・回収された場合、通常どおりの集計を行う。

「家計総合集計体系」においては、家計簿(11月)がなく、家計簿(10月)は調査されているため、便宜、10月の収支を10・11月の2か月平均とみなして集計する。この場合、消費支出について影響を試算すると、宮城県平均値に対して+0.04%程度、全国平

均値に対して+0.00%程度の影響が見込まれる。(母集団で2万世帯相当の調査が10月のみとなり、その結果を10・11月2か月平均結果とみなした場合。)

なお、結果の公表にあたっては注記を付す。

④宮城県（丸森町を除く）、福島県、茨城県、栃木県、東京都、長野県下の被災調査単位区

被災調査単位区における家計簿(10月)の回収率は、概して、被災していない調査単位区をやや下回る程度である。また、家計簿(11月)の回収率は、家計簿(10月)をやや下回る程度と見込まれる。

結果への影響は限定的と考えられることから、通常どおりの集計を行う。

(2)簡易調査

世帯票、年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュール変更または同市内での調査単位区変更は、ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから、通常どおりの集計を行う。

(3)被災地域情報の保存

被災したのがどの調査単位区であるのかについての情報を、調査票情報とともに保存し、調査票情報の二次利用等で被災状況を考慮した集計が可能となるよう措置する。